時事新報

第千三百五十四號
明治十九年八月十四日 土曜日
舊丙戌七月十五日（丙午）
滿潮 午前五時二十九分 午後五時四十九分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓[illegible]〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金[illegible]〇左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達[illegible]ルモノハ此限ニアラズ）
[illegible]神奈川、藤澤、大磯、小田原、函根七湯、韮山、修善寺、三[illegible]清水、静岡、濱松、島田、藤枝●大阪、京都、大津、和歌山●[illegible]岡山、廣島、徳島、高知、下ノ關、長崎●名古屋、岐阜、岡[illegible]松坂、山田●仙臺、福島、二本松、白石、石ノ卷、函館、青[illegible]小原、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ケ谷、粕壁、杉[illegible]千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川
[illegible]近傍ノ賣捌所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行二十四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

演劇改良論續

演劇改良の事に就ては過般時事新報に鄙見を述べて讀者に於ても甚だしき異論はなかる事ならん抑も演劇なるもの丶性質は果して善きもの歟又惡しきもの歟ろの邊の議論は姑くさし置き凡そ世の中の事に善きも惡にも人の之を見物して悦ぶは演劇の右に出るものあらざる可し即ち人の心を引く力の最も強きものなれば此引力を利用して以て文明の利を謀らんとす即ち改良論の起る由縁にして文明の士人が之れを容易に看過せざるも偶然に非ず況んや之を利用して利の大なるものは之を誤用して害の大なるものある可きに於てをや今の日本の演劇は殆んど誤用せられて時としては有害の聞もなきにあらざれば其改良は決して不急の問題にあらざるを知る可し扨ろの着手に臨んで如何なる變化を生じて如何なる結果に至る可きやと尋るに我輩の所見を以てすれば第一演劇に正當の資本を用ひて劇場の仕組を盛にし以て都會の壯觀を害ますに足ることあるべし從前日本の芝居の元方なる者は山師の仕事にして投機の甚だしきものなきは正當の資本を常に用ひふるを得ざるがために其組織も自から粗末にして所謂小屋者等が營を專るの場所なるに過ぎず蓋し今日にても尚ほ芝居小屋の名稱を存するは以て其實際を證するに足る可し固より今の劇場を以て百年前の小屋に比すれば雲泥の相違ならんと雖ども詰り小屋のまゝに進歩したるものにして僅に能く都下の醜体たるを免かる丶者あるも其壯觀の名を得るまでには餘ほど縁の遠きものあり故に改良の第一着は大に資本を集めて眞成の大劇場を建築することと必要なる可し或ゝ今日の世態にては此場を獨り演劇のみの用に限らずして音樂諸藝演説等其他都て賤しからざる行樂會同の事に兼用そるの工風も亦可なるらん外國人などが東京に來遊したるときにも皇居を始め國會議事堂諸工場諸學校に兼て劇場を見物し假令へ其内を窺はざるまでも外觀を一目して壯大に驚くが如きは即ち帝都裝飾の實効と奏したるものと云ふべし

第二演劇の時間を短くして場中に飲食するを禁ずべし維新以前徳川の時代に江戸の芝居は拂曉幕明きにして黙燈前に打出しの慣行ありしが維新後今日の處にては午前又は午後より夜十時十一時に亘ることゝ爲りたり永くして見物人も疲れて衛生のためにも宜しからず且劇場中に飲食するは体裁も見苦しければ寧ろ西洋風に午後喫食の後七時頃より始まりて十一時又は十二時に散じては如何との説あれども又一方より見れば宵より入場して十二時に散じ深更家に歸るも衛生の宜しきものと云ひ難し左れば午後一時頃より始めて夕七時前に終り家に歸りて食事とせんか封建時代の如く閑散の人のみなれバ至極の案なれども人事の忙はしき今日午後は正に仕事の時間にして之を演劇の見物に費すは惜しむ可し左れば折中して午後の仕事を切上げ四時か五時より見物して九時か十時に終らんか先づ今の日本の生活風に從ひ都合好き時間なる可し但し午後四五時に晩食を終りて家を出るは食事の時刻早しと雖ども短日の時節なれば左までの不都合にもあらず或は劇場まで往來の遠近に由り自宅にて食事しては時刻に後るゝ向きもあらんなれば是等のためには劇場附屬の休息所にて點心の用意して差支なかるへし凡そ此邊の趣向にして午後四五時より始まりて九時十時に終るとすれば演劇の時間正味五時間にして幕間を無くすれば從前の芝居に八九時間を費したる事を五時間に終ることも得べし又今の所謂芝居茶屋なるものは無用の長物のみならず時としては有力の害物たるが故に一切之を廢止して看客場に入らんとする者は公共の待合所に入る其体裁は凡そ今の鐵道ステーションの待合所の如きものにして上中下の等を分ち上等婦人れ待合所の如きは特別の便所は勿論嗽洗手の手當まで殘る所なく備へ付け或は日本流の習慣に由れば手狹なる更衣の間も必要ならん場中並に休息所待合所とも一切西洋風の建築構造にして疊ならざれば婦人も洋服にて靴とはきてと厭はしけれども一樣に參り難しとあれば日本服にてもはきもの丈けは上靴又は上草履と用ひて可ならん上流の看客あれば徒歩にて往來する者はなかるべきが故に車にて家を出て車にて劇場の待合所に達し、其車夫の都合好ければ雨天にても下駄と用るに及ばず或は下等の客あれば見苦しかれど厭はぞ上草履と懐中して行く者もあるべし兎に角に演劇見物中並に休息食事待合中とも疊に安坐するあとは無きものと覺悟す可し

大凡そ以上の如き仕組にすれど從前の習慣に終日夜に入るまでも十餘時間の見物に愉快を覺へたる輩は今度改正の時間長からざるがため大食家に食を扣へるると一般、何ろもの淋しき心地する者もあるべし又從前の看客中には演劇の見物中飲食を大切に思ひ且飲食し且見物するを以て無上の快樂とする者もあらん甚だしきは俗に所謂花より團子の諺に違はず放食鯨飲を第一ともして演劇と餘所に見る者もあらん然るに今場中に飲食を禁ずるは取りも直さず此輩の快樂の半を奪去るの姿にして勢不平なきを得ざる可し本來見物の歡心に依頼する演劇の興行にして之に不平不滿足を抱かしむるは甚不利なるが如くなれども又一方より考れば我輩が演劇の改良論を喋々するは文明上流の種族を目的に事を謀る者にして上流下流二種の心と得んとするは迚も望む所に非ず人心の同じからざる其面の如し上下二流は既に其人相も異なり其好惡の異なる可きは當然の事なれば此徒の下人は下等の演劇を求めて可なり都鄙共に其需に應ずる者少なからず最下等は乞食芝居より寄芝居中芝居段々廃頽ある可らざる是等は容易に其改良に着手す可きにあらざれど行て見物して食ふも可なり飲むも可なり向鉢巻放聲罵詈も妨なず下等社會綽々然として餘地あるものと云ふ可し唯我輩は中央に一大劇場を開いて今の文明上流の看客と滿足せしめ或は其餘勢を以て他一般の劇場に改良の端緒を開くこともならんのと窃に之を心に期するのみ

（以下次號）

官報

○法律

朕登記法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年八月十一日

内閣總理大臣 伯爵伊藤博文
内務大臣 伯爵山縣有朋
大藏大臣 伯爵松方正義
司法大臣 伯爵山田顯義

法律第一號

登記法

第一章 總則

第一條 地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ノ登記ヲ請ハントスル者ハ本法ニ從ヒ地所建物ハ其所在地船舶ハ其定繫場ノ登記所ニ登記ヲ請フ可シ○第二條 地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ノ登記ハ始審裁判所長之ヲ監督ス可シ○第三條 登記事務ハ治安裁判所ニ於テ之ヲ取扱フモノトス治安裁判所遠隔ノ地方ニ於テハ郡區役所其他司法大臣指定スル所ニ於テ之ヲ取扱ハシム○第四條 登記所ノ位置及其管轄ノ區域ハ司法大臣之ヲ定ム○第五條 登記官吏ハ登記事務取扱ニ付テハ始審裁判所長ノ監督ヲ受クルモノトス○第六條 登記簿ニ登記ヲ爲サヽル地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ハ第三者ニ對シ法律上其效ナキモノトス○第七條 地所建物船舶ノ賣買讓與質入書入ニ付キ登記ス可キ概目左ノ如シ

第一 地所ハ郡區町村名、字、番地、地目、反別若クハ坪數、券面ノ價格 第二 建物ハ郡區町村名、字、番地、地目、構造ノ種類、建坪、造作ノ有無 第三 西洋形船舶ハ汽船、風帆船ノ區別、船名、番號、登簿噸數、公稱馬力、汽機及汽罐ノ種類端船其他必要ノ所屬品 第四 日本形船舶ハ船名、番號、積石數、間數、端船其他必要ノ所屬品 第五 登記ノ事由 第六 金額 第七 質入書入ハ其期限及利息 第八 所有者及登記ヲ受クル者ノ氏名住所 第九 一筆ノ地所又ハ一棟ノ建物ヲ區別シ賣買質入書入ヲ爲ストキハ其事實 第十 二番以後ノ書入ヲ爲シ又ハ書入ニ爲シタルモノヲ質入ト爲シ質入ニ爲シタルモノヲ書入ト爲ストキハ其事實 第十一 登記ノ年月日○第八條 登記ヲ請フ者アルトキハ登記官吏直ニ前條ノ概目ヲ審査シテ登記簿ニ登記シ本人ニ之ヲ示シ又ハ讀聞セタル上本人ヲシテ署名捺印セシメ且之ニ署名捺印ス可シ○第九條 地所建物船舶ニ關スル差押假差押差留假差留假處分及地所建物ノ收益差押ニ付テハ裁判所ノ命令書ニ依リ登記簿ニ其記入ヲ爲ス可シ」前項ノ記入ハ裁判所ノ命令アルトキニ非サレハ之ヲ取消スコトヲ得ス○第十條 登記ハ第十五條第二項及第十六條第十七條第十八條ヲ除クノ外契約者雙方ノ請求若クハ裁判所ノ命令アルトキニ非サレハ之ヲ爲シ又ハ變更シ又ハ取消スコトヲ得ス○第十一條 登記ノ謄本又ハ拔書又ハ一覽ヲ要スル者其登記所ニ出頭シテ之ヲ請求スルコトヲ得○第十二條 登記官吏ノ職務執行上ニ關シ不服アル者ハ管轄始審裁判所ニ抗告スルコトヲ得○第十三條 登記ニ關スル取扱ノ手續及登記簿ノ書式ハ司法大臣之ヲ定ム

第二章 賣買讓與

第十四條 地所建物船舶ノ賣買讓與ニ付キ登記ヲ請フトキハ契約者雙方出頭シ其證書ヲ示ス可シ」前項ノ場合ニ於テ其物件質入書入中ニ係ルトキハ買受人讓受人ニ於テ之ヲ了知セル旨ヲ申出其記入ヲ請フ可シ○第十五條 家督相續ニ因リ地所建物船舶ノ登記ヲ請フトキハ雙方出頭シ其證書ヲ示ス可シ「死亡者失踪者若クハ隱居者戸主ノ遺留シタル地所建物船舶ヲ相續スル者登記ヲ請フトキハ親屬又ハ親屬ナキトキハ近隣ノ戸主二名以上連署ノ書面ヲ差出シ且證明書類アルモノハ之ヲ示ス可シ○第十六條 行政官廳ノ公賣處分ニ因リ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者登記ヲ請フトキハ落札證書及其代金完納ノ證書ヲ示ス可シ○第十七條 官有ノ地所

建物船舶ノ拂下又
ハ其指令ノ本書若
有ノ地所建物船舶
七條ノ概目ヲ示シ
執行上ノ賣買若ク
ヲ得タル者アルト
スヘシ○第二十條
券鑑札ノ下付若ク
登記濟ノ證ヲ受ク
第三章
第二十一條 地所
フトキハ契約者雙
爲メニ非スシテ義
舶ヲ質入書入ト爲
ニ依ル可シ○第二
テ書入ト爲ストキ
申出其記入ヲ請フ
シ又ハ質入トナリ
第二十二條 質入
ハ變更ニ付キ登記
ヲ示ス可シ○第二
數個ノ登記ヲ爲ス
リ登記ノ順序ヲ定
第四章
第二十五條 地所
人左ノ賣買代價ノ
可シ 賣買代價登
滿十錢十圓以上二
五十圓未滿五十錢
上二百圓未滿二圓
圓以上四百圓未滿
五百圓以上七百五
未滿七圓 千圓以
二千圓未滿九圓
以上一萬圓マテ十
加ス○第二十六條
其讓渡人讓受人ニ
クル金額ノ區別ニ
納ム可シ○第二十
ニ付テハ其質入書
別ニ從ヒ每一件ニ
付キ金五錢ヨリ下
一條第二項ノ登記
其登記料ヲ納ム可
價格ノ定マリタル
物件ハ時價相當ノ
ヲ納ムヘシ○第二
價相當ノ價格ヲ定
從ヒ每一件ニ其登
キ金五錢ヨリ下ス
者ハ手數料トシテ
ノ取消又ハ其變更
記ノ謄本若クハ拔
一覽ヲ請フ者○第
及手數料ヲ要セス
二 公立ノ學校病
社寺、堂宇及墳墓
川惡水路溜池敷、堤
ニ係ル登記○第三
二十六條第二十八
ル價格ヲ不相當ト
名ヲ選ヒ之ヲ評價
○第三十三條 評價
リ増加スルトキハ
ムル者之ヲ負擔ス
トキハ該費用ハ其
十四條 評價人ニ
之ヲ辭スルコトヲ得
登記所ノ見込ヲ以
ス可シ
第五章 罰
第三十六條 詐僞
遁脱シタル者ハ二圓